

米里財産区有林立木売払入札心得書

(入札物件)

第1 売払い入札する米里財産区有林立木（以下「本物件」という。）は、別紙1のとおりとします。

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、本物件を確認して、本入札心得書及び米里財産区有林立木売買契約書（別紙2）の各条項を承知のうえ、誓約書（別紙4）を添えて所定の入札書（別紙6）により入札してください。

(申込期日)

第3 本物件の入札に参加を希望する者は、別紙1記載の日時までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書（別紙3）を奥州市 農林部 農地林務課に提出しなければ入札することができません。

また、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

(入札日)

第4 入札は、別紙1記載の日時及び場所において行います。

2 郵送による入札は認めません。

(遵守事項)

第5 入札者は、本入札心得書のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

(入札に参加することができない者)

第6 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- 1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 公有財産事務に従事する市の職員
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(入札保証金)

- 第7 入札者は、入札日（入札執行前）に各自が見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、現金で納付しなければなりません。
- 2 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。
- 3 入札保証金は、落札者を除くほか入札終了後にこれを還付します。なお、還付の際に印鑑が必要であることから持参してください。
- 4 落札者の入札保証金については、契約の締結後において保証金還付請求書（別紙7）を提出し、入札保証金の還付を請求してください。
- 5 入札保証金は、落札者の申立てにより契約保証金に充当することができます。

(委任)

- 第8 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状（別紙5）を提出してください。

(入札書の書き方等)

- 第9 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ押印するものとし、また金額は、アラビア数字（1、2、3、0）の字体を使用し、価格の総額を記入してください。
- 2 入札書は、市の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

- 第10 入札者は、提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第11 開札は、入札後直ちに入札者立合いのもとで行います。

(入札の無効事由)

- 第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、当市の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 指定の日時にしなかった入札
 - (3) 入札保証金を納付していない者の入札
 - (4) 入札者の記名押印がない入札
 - (5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - (7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
 - (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - (10) 金額を訂正した入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

第13 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがあります。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(落札者の決定方法)

第14 落札者の決定は、本物件1件毎に、次の方法により行います。

- (1) 予定価格以上の価格で入札した方のうち、最高価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格と同一価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(危険負担等)

第15 落札者は、入札関係書に記載した数量その他について実施に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(入札保証金の帰属)

第16 落札者が契約を締結しないときは、当該物件の入札保証金は奥州市に帰属することになります。

(契約の締結)

第17 売買契約は、落札決定の日から14日以内に、奥州市 農林部 農地林務課において、米里財産区有林立木売買契約書により締結します。

2 契約の締結にあたっては、米里財産区有林立木売買契約書の貼付に必要な額の印紙を提出しなければなりません。

3 契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とします。

(売買代金の納付)

第18 落札者は、本物件に係る契約締結後、市の発行する納入通知票により奥州市の指定する期日までに所定の金額を納付しなければなりません。なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(契約内容の公表)

第19 契約を締結したものについては、その契約内容(物件所在地、種別、数量、契約日、契約金額、買受人の氏名等)を公表する場合があります。ただし、契約金額及び買受人の氏名については、買受人の同意を得られた場合にのみ公表します。